	職種	勤務形態	応募資格(必要な資格)	
Е	技能労務	パートタイム	無	

業務内容	【島田第一保育園、島田第三保育園】 保育園の給食調理業務 アレルギー食・離乳食対応 調理環境衛生に関すること 調理に係る事務補助
------	--

1日の勤務時間															
期間 終了日 令和 9 年 3 月 31 日 採用となります。 1日の勤務時間 日曜日から金曜日	雇用	開始日	令和		8	年	4	月	1	日	※任用後、1月間は		間は多	———— t条件付	
日の勤務時間		終了日	令和		9	年	3	月	31	日					
1日の勤務時間	勤務日		月曜日から金曜日												
(木憩時間 60 分	1日の勤務時間		(•				午後	※勤務	・ 日及び勤	務時間	は所属:		
	週0	の勤務時間	35		時	間									
(フルタイム)	t	木憩時間	60		分										
通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当 宿日直手当、期末・勤勉手当、退職手当を関係例規に基づき支給 [パートタイム] 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給 加入 雇用保険 加入 厚生年金 加入 雇用保険 加入 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月29日 から 令和9年1月3日 まで ①島田市立第一保育園 ②島田第三保育園 ②島田市南一丁目14-24 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等、び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための指置に関する法律(令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。・特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実適認が必要となります。・特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。・このため、予め、採用選考過程において、履歴書や口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。・このため、予め、採用選考過程において、履歴書や口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。・治料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに)・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき、第一次の計算を開かる場所の影響により改定されることがある(増額・減額ともに)・第二、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき、大田職員の給与に関する条例が改正された場合、年度金中で更勤されることがある(増額・減額ともに)・第四開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更と	給料•報酬		月額			178,567	,	円力	から						
週休日・休日	3	通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末・勤勉手当、退職手当を関係例規に基づき支給 【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給													
週休日・休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月29日 から 令和9年1月3日 まで	礻	社会保険 健康保			加入		厚生年金		加入		雇用·	用保険		口入	
場所 ①島田市立第一保育園 ②島田第三保育園 ①島田市向谷四丁目1084-1 ②島田市南一丁目14-24 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等が、以下に送り、以下に送り、以下に送り、以下に送り、は、に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないことをの措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書や口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ・治料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに)・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある(増額・減額ともに)・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更と	週	休日·休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日)		
・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等、び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書や口頭等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに)・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給(パートタイムのみ)・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある(増額・減額ともに)・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更と	就業場所		場所 ①島田市立第一保育園 ②島田第三保育園 ①島田市向谷四丁目1084-1												
・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更と	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書や口頭等により、特定性犯罪の前科														
※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある	‡	寺記事項	・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度 途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更とな る可能性あり												
問合せ先 所管課 保育支援課 幼稚園・保育園係 電話 0547-36-7195	ļ.	問合せ先									話	054	17-36-	7195	